

＜建設業経理士1級（財務諸表）ミニテスト5＞引当金と繰延資産

次の会計処理は、わが国の企業会計原則（注解、連続意見書を含む）から否定されるが、その理由を設問内容に即して述べよ。

1. A社は、火災損失に備えるため自家保険引当金を（負債性引当金として）100万円計上したが引当金の要件に照らし合わせて否定される理由を述べよ。
2. B社は、当期に実施した修繕の支出額500万円について、「もし、この修繕が行われなかったら次期の操業は不可能であった」との理由で、その半額を次期の費用として処理するために繰り延べた。

＜解答＞

1.引当金の設定要件は以下の4つである

- ①将来の特定の費用または損失であること
- ②その発生が当期以前の事象に起因すること
- ③発生の可能性が高いこと
- ④金額を合理的に見積もることができること

①②に関して、当期以前の企業の活動と、火災発生という将来の事実との間に因果関係が認められない。

③④に関しても発生の可能性や金額を測定する客観的基準はない
以上により、自家保険引当金の設定は否定される。

2.

1.繰延資産の計上要件は以下の3つである

- ①すでに代価の支払が完了し、または支払義務が確定していること
- ②これに対応する役務の提供を受けていること
- ③その効果が将来にわたって発現するものと期待されること

修繕という行為は、「現状の回復」であり、そのための支出は一般的に「当初予定した以上の収益」をもたらすものではない。①②の要件は満たしているが③の要件を満たしていないため、繰延資産の計上は否定される。